

令和5年度 第3回  
横浜市中心卸売市場開設運営協議会  
次 第

日 時：令和6年3月19日（火）13時30分から  
会 場：横浜市中心卸売市場本場  
市場センタービル3階広報コーナー

- 1 開会
- 2 理事挨拶
- 3 議題  
横浜市中心卸売市場の会計運営計画（素案）について
- 4 報告事項
  - (1) 横浜市中心卸売市場本場青果部卸売業者の公募・審査結果について
  - (2) その他
- 5 閉会

## 横浜市中央卸売市場開設運営協議会委員名簿

		氏 名	職 名
1	会 長	山 下 東 子	大東文化大学経済学部教授
2	副会長	高 力 美由紀	新潟食料農業大学食料産業学部教授
3	委 員	高 井 典 子	神奈川大学国際日本学部教授
4	委 員	柴 田 典 子	横浜市立大学国際商学部准教授
5	委 員	長 岡 英 典	一般社団法人大日本水産会常務理事
6	委 員	岸 山 毅	全国農業協同組合連合会神奈川県本部農産部長
7	委 員	松 崎 嘉 子	横浜市消費者団体連絡会幹事
8	委 員	後 藤 正 明	横浜丸中青果株式会社代表取締役社長
9	委 員	小 島 雅 裕	横浜丸魚株式会社代表取締役社長
10	委 員	石 井 良 輔	横浜魚類株式会社代表取締役社長
11	委 員	山 口 義 行	横浜食肉市場株式会社代表取締役
12	委 員	鈴 木 格 次	横浜中央市場青果卸協同組合理事長
13	委 員	布 施 是 清	横浜魚市場卸協同組合代表理事
14	委 員	善 福 伸 一	横浜市場冷蔵株式会社代表取締役社長
15	委 員	酒 井 誠 一	横浜青果小売商協同組合連合会会長
16	委 員	明 澤 重 明	横浜水産物商業協同組合理事長
17	委 員	星 野 光 治	横浜食肉商業協同組合理事長
18	委 員	出 川 雄一郎	横浜市中央卸売市場関連事業者協同組合代表理事

(敬称略・順不同)

委員数：18名

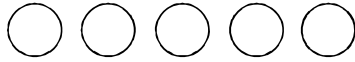
任期：令和4年9月1日から令和6年8月31日まで

# 令和5年度 第3回 横浜市中心卸売市場開設運営協議会 座席表

出入口

受付

傍聴席



運営調整課  
調整係  
石畠



運営課  
運営係長  
柚木



運営調整課  
運営係長  
井上



市場再編整備  
担当課長  
花田

運営調整課  
調整係長  
柏原

経営支援課  
担当係長  
深谷



運営課  
経営担当課長  
山口

食肉市場  
運営課長  
山本

食肉市場長  
小林

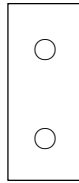
市場担当理事  
(本場長)  
名倉

本場  
運営調整課長  
原

本場  
経営支援課長  
山田



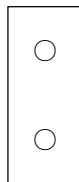
ほしの  
星野委員



さかい  
酒井委員



すずき  
鈴木委員



いしい  
石井委員



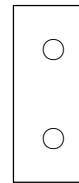
ごとう  
後藤委員



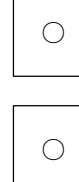
たかい  
高井委員



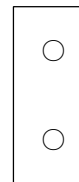
でがわ  
出川委員



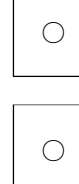
あけざわ  
明澤委員



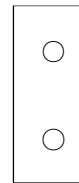
ふせ  
布施委員



やまぐち  
山口委員



こじま  
小島委員

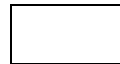


しばた  
柴田委員



やました  
山下会長

こうりき  
高力副会長



経運調第1521号  
令和6年2月15日

横浜市中心卸売市場開設運営協議会 会長

横浜市長 山中 竹春



下記の事項について諮問します。

記

- 1 諮問事項  
横浜市中心卸売市場の会計運営計画（素案）について
- 2 諮問の根拠  
横浜市中心卸売市場条例第75条第1号に基づき諮問する。

## 横浜市中央卸売市場に関する会計運営計画（素案）について （中央卸売市場費会計及び中央と畜場費会計）

- 令和5年度第2回横浜市中央卸売市場開設運営協議会（令和5年10月13日開催）で報告した現行計画の振り返りを踏まえ、6年度からの新たな計画の素案をとりまとめました。
- 今後は、当協議会における審議を経て、横浜市会で原案を報告し、ご意見をいただいたうえで確定します。

### 1 会計運営計画の概要

特別会計の健全化のために、「横浜市中期4か年計画」で、会計ごとの策定が定められています。現行計画の期間は、令和2年度から5年度までの4年間となっています。

### 2 新たな計画（素案）の概要

#### (1) 計画期間

横浜市中央卸売市場経営展望の期間（2年度～11年度）に合わせ、6年度から11年度までを計画期間とします。

#### (2) 経営の基本方針

「横浜地域の『食』生活・『食』文化を第一に支える食品流通拠点」の実現に向けて、卸売市場としての更なる機能強化・役割拡大による地域社会への貢献を図ります。

#### (3) 投資・財政計画（収支計画）

##### ア 投資について

本場では、品質・衛生管理の向上を図るため、屋内荷捌場や冷蔵保管庫等を整備するなど、青果部の機能強化を進めます。6年度に3棟目の工事に着手し、7年度の完成を目指します。また、老朽化した非常用自家発電装置の更新を進めます。

食肉市場では、経年劣化により市場機能に支障をきたす恐れのある施設・設備について、改修・更新を進めます。6年度に小動物（豚）解体ラインの改修工事に着手し、7年度の完成を目指します。

##### イ 財源について

本場では、青果部の施設整備にあたり、県支出金を確保するとともに、償還財源として新施設で使用料を徴収するなど、歳入確保を図ります。

食肉市場では、施設整備にあたり、市債を活用して事業費を確保します。

また、両市場とも、一部空床となっている区画の利用促進などに取り組み、歳入の確保に努めます。

<裏面あり>

## ウ 投資以外の経費について

本場では、設備投資への補助や輸出支援など、場内事業者の皆様の販路拡大等を支援します。また、「食」をテーマとしたイベントを通じ、横浜市場の認知度を高め、市場取引の拡大につなげるとともに、周辺地域の賑わいづくりに貢献します。

食肉市場では、徹底した品質・衛生管理の取組や「市場発横浜牛」等の取扱ブランドなど、食肉市場の魅力を市民の皆様へ広く発信し、市場取引の活性化と認知度の向上を目指します。

また、両市場とも、産地・小売店等や場内事業者の皆様との関係を強化することにより、集荷・販売力を高め、取扱高の維持・拡大を図ります。

### 【添付資料】

- ・中央卸売市場費会計 会計運営計画（素案）
- ・中央と畜場費会計 会計運営計画（素案）

## 中央卸売市場費会計 会計運営計画(素案)

団 体 名 : 横浜市

事 業 名 : 中央卸売市場費会計

策 定 日 : 令和 6 年 月

計 画 期 間 : 令和 6 年度 ~ 令和 11 年度

※複数の市場を有する事業にあっては、市場ごとの状況が分かるよう記載すること。

## 1. 事業概要

## (1) 事業形態

法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適	事 業 開 始 年 月 日	昭和6年2月11日
職 員 数	40 人	市 場 名 称	中央卸売市場
前 回 の 移 転 又 は 再 整 備 年 度	平成27年度(本場水産部)	次 回 再 整 備 予 定 年 度	令和2年度~令和7年度(本場青果部)
広 域 化 実 施 状 況	該当なし		
民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託	一部委託している(警備、清掃、機械設備の保守点検等)	
	イ 指定管理者制度	導入していない	
	ウ PPP・PFI	導入していない	

## (2) 使用料形態

※取扱い種別、施設ごとの状況が分かるよう記載すること。

売 上 高 割 使 用 料 の 概 要 ・ 考 え 方	横浜市中央卸売市場条例施行規則第58条に基づき、次の通りとしています。 青果部 月額 税抜き卸売金額(当該月における税抜き卸売金額)の1,000分の2.5 水産物部 月額 卸売金額の1,000分の2.5 仲卸業者 月額 仲卸業者が条例第60条第2項の規定に基づき買い入れた物品の販売金額(当該月における販売金額)の1,000分の2.5 関連事業者 月額 生鮮食料品等の販売金額の1,000分の1
施 設 使 用 料 の 概 要 ・ 考 え 方	横浜市中央卸売市場条例施行規則第58条に基づき、各施設の1平方メートルあたりの単価を使用面積に乗じて算出しています。施設使用料から、施設の機能強化、維持・管理にかかる費用を充てることを原則としています。
使 用 料 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まない)	平 成 30 年 4 月 1 日

## (3) 現在の経営状況

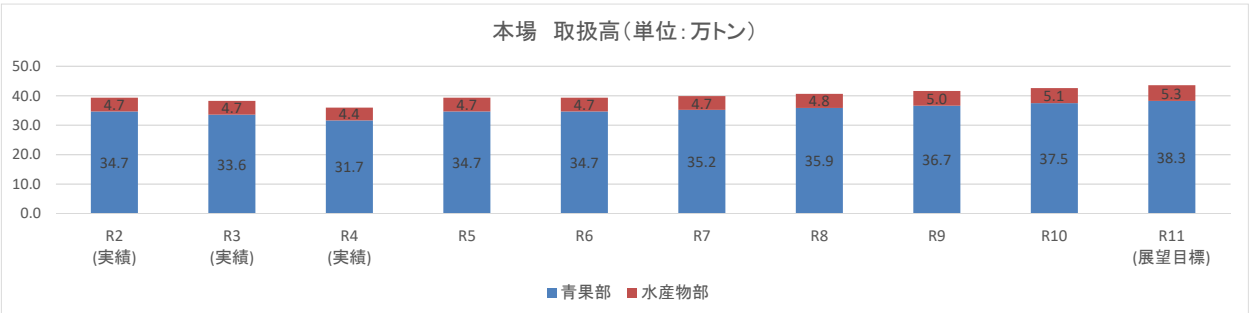
年間取扱高 (t) ※過去3年度分を記載	年度	青果	水産物				合計
	R4	316,853	43,614				360,467
	R3	336,212	47,131				383,343
	R2	347,131	46,887				394,018
年間税込 売上高 (百万円) ※過去3年度分を記載	年度	青果	水産物				合計
	R4	86,921	56,674				143,595
	R3	89,200	53,495				142,695
	R2	92,438	49,784				142,222
経常収支比率 (又は収益的収支比率) ※過去3年度分を記載	R2	108.4%	R3	101.4%	R4	104.3%	
経費回収率 ※過去3年度分を記載	R2	97.9%	R3	98.7%	R4	95.7%	
他会計補助金比率 ※過去3年度分を記載	R2	7.1%	R3	2.7%	R4	8.5%	
有形固定資産原価償却率 ※過去3年度分を記載	R2	64.1%	R3	66.0%	R4	84.4%	
企業債残高対料金収入比率 ※過去3年度分を記載	R2	541.8%	R3	553.3%	R4	628.7%	
<p>【上記の収益、資産等の状況等を踏まえた現在の経営状況の分析】</p> <p>○令和2年度から令和4年度までの期間を通して、各種経営指標は良好であり、現時点では経営状況に特段の問題はありません。</p> <p>・「経常収支比率」は、総費用及び地方債償還金が総収益でどの程度賄われているかを示す数値で、100%以上が望ましいとされています。令和2年度以降、100%を超えており、良好と考えられます。</p> <p>・「経費回収率」は、経営状況の健全性を示す数値で、100%に近づくほど良いとされています。令和2年度以降、95%以上で推移しており、概ね良好と考えられます。</p> <p>・「他会計補助金比率」は、他会計繰り出し金への依存度を示す数値で、低い方が良いとされています。令和2年度以降、10%未満で推移しており、他会計への依存度が低く良好な状態と考えられます。</p> <p>・「企業債残高対料金収入比率」は、料金収入に対する企業債残高の割合を示す数値です。平成27年度に実施した水産棟改修工事や令和2年度から着手している青果部活性化事業に伴う市債借入により、割合が増加傾向にあり、今後注視していく必要があります。</p>							



## 2. 将来の事業環境

### (1) 取扱高(t)の見通し

○青果部では、令和4年度に卸売業者2社のうち1社が業務終了となった影響により取扱高が減少しましたが、**事業者と連携した産地への出荷促進の取組や施設の機能強化を進め、少しずつ取扱高を増加させていきます。**横浜市中央卸売市場経営展望では、令和11年度の取扱数量38.3万トンを目指しています。  
○水産物部では、天候不順による漁獲量の減少や、輸入水産物を中心とした価格上昇による購買の減少等により、令和4年度の取扱高が減少しています。**近年の資源減少等により大幅な取扱増加は厳しい状況ですが、飲食店やホテル等と連携した需要喚起の取組により、徐々にコロナ禍以前の水準に回復していく見込みです。**横浜市中央卸売市場経営展望では、令和11年度の取扱数量5.3万トンを目指しています。



### (2) 使用料収入の見通し

○令和4年11月に青果部に2社あった卸売業者のうち1社が卸売業務を終了したため、使用料収入の落ち込みがありますが、**令和7年度以降は、新たな卸売業者の営業開始による使用料収入の確保を見込みます。**  
○青果部に新設される3棟について、**本格的な供用開始となる令和8年度以降、新たに設定する使用料の増額を見込みます。**

### (3) 施設の見通し

○平成22年7月に策定した「横浜市中央卸売市場の再編・機能強化に関する基本方針」や農林水産省の「卸売市場に関する基本方針」を踏まえ、施設の機能強化に取り組めます。今後、物流や加工等流通工程における付加価値付与や効率化等が一層強く求められると考えられることから、**流通環境の高度化に向けて必要最小限の設備投資を推進します。**  
○関係者と協議を進め、夏場や荒天時における商品劣化を防ぐために必要となる屋内荷捌場や冷蔵保管庫等、**青果部の機能強化のための施設整備を令和7年度まで行います。**  
○**令和8年度以降、老朽化した非常用自家発電装置の更新を図ります。**  
○関連事業者が使用している**関連棟施設について、関係者との協議を進め、整備・施設改修等について検討します。**  
○経年劣化により市場機能に支障をきたす恐れのある施設について、順次改修・更新を図り、事故の未然防止と市場業務の円滑な執行を確保します。

### (4) 組織の見通し

○日常的な施設の点検、修繕、管理運営や、卸売市場法に基づく開設者の役割等に対応できるよう、**効率的かつ持続的な市場運営を行うための職員を確保します。**

## 3. 経営の基本方針

○横浜市中央卸売市場経営展望に掲げる「**横浜地域の「食」生活・「食」文化を第一に支える食品流通拠点**」の実現に向けて、これまで本場が果たしてきた機能や役割を踏まえつつ、昨今の社会的要請や環境変化も十分に認識し、直接的な顧客だけでなく消費者や地域社会に対しても、卸売市場としての付加価値の提供や貢献を図ります。  
○具体的には、**①集荷・販売力の強化、②県内・市内関係者との関係強化、③品質管理水準高度化、④流通構造の効率化・高度化・システム化、⑤市場流通環境の変化に向けた設備投資、⑥市場プロモーションと賑わい創出、⑦効率的かつ安定的な市場運営体制の整備**などに取り組んでいきます。

#### 4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

##### ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	説明
	○物流や加工等流通工程における付加価値付与や効率化が一層強く求められる中、市場流通環境の高度化に向けた設備投資を推進します。

○夏場や荒天時等の商品劣化を防ぐため、屋内荷捌場や冷蔵保管庫等を整備するなど**青果部の機能強化を令和7年度まで進めます。**  
 ○**令和8年度以降、老朽化した非常用自家発電装置の更新を図ります。**  
 ○**関連棟施設について、関係者との協議を進め、整備・施設改修等について検討します。**  
 ○経年劣化により市場機能に支障をきたす恐れのある施設設備について改修・更新を図り、事故の未然防止と市場業務の円滑な執行を確保します。  
 ○保全点検と計画修繕を確実に実施することにより、老朽化が進む関連棟(S59完成)、水産棟(S61完成)、青果棟(H4完成)等の施設について、長寿命化を進めます。

##### ② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	説明
	○独立採算、受益者負担の観点から、適正な使用料収入を確保します。 ○施設整備にあたっては、可能な限り国の補助金(県支出金)を確保するとともに、市債を活用して事業費を確保します。

○横浜市中央卸売市場の主要な財源である事業者からの使用料収入について、**青果部の施設整備の償還財源として新施設で順次使用料を徴収するほか、取扱量増加に伴う増収を見込みます。**  
 ○青果部活性化事業として実施する施設整備を着実に実施するため、**国の補助(県支出金)を活用するとともに、将来の使用料による償還を前提に市債を積極的に活用して事業費を確保します。**  
 ○南部市場においては、**定期借地権契約等により安定的な財産収入を確保します。**  
 ○**一部空床となっている区画について、利用促進などに取り組み、歳入の確保に努めます。**  
 ○施設の長寿命化を着実に進めるため、一般会計からの繰り入れを行います。

##### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○**設備投資への補助や輸出支援など、場内事業者の皆様の販路拡大等を支援します。**  
 ○**「食」をテーマとしたイベントを通じ、横浜市場の認知度を高め、市場取引の拡大につなげるとともに、周辺地域の賑わいづくりに貢献します。**  
 ○消費行動や食品流通構造の変化、市場間の競争激化の中、**場内事業者や産地取引先の皆様との関係強化などの取組により、集荷・販売力の強化、取扱高の維持・拡大を図ります。**  
 ○物流効率化が求められる中、効率的で安定的な取引環境構築に向け、**AI、IoTなどICT技術の活用**の検討や、品質管理水準の確保・向上に対応します。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

民間活用	○本場については、 <b>横浜市中央卸売市場開設運営協議会の答申も踏まえ、市が開設者となり、市場運営を行います。</b> ○南部市場においては、引き続き民間事業者との基本協定に則り、賑わい創出に取り組みます。
投資の平準化	○流通環境の高度化に向けた必要最小限の設備投資について、 <b>国費や市債を活用しながら投資負担の平準化を図ります。</b>
広域化	○周辺の大田市場や豊洲市場では施設整備や機能強化が進められ、川崎市中央卸売市場北部市場では広域的食品流通拠点へ方針転換を図るなど、京浜地区における更なる市場間競争の激化が予想されます。 ○地元との関係を確実なものとしながら、 <b>将来の持続的経営を見据えた検討をしていきます。</b>
その他の取組	○現状、国から賃借して駐車場として活用している土地について、今後の確実な運営を図るため、国からの購入・確保等について検討を進めます。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料	○青果部活性化事業により新たに整備した施設について、施設整備に伴う償還財源として令和5年度から段階的な使用料の徴収を開始しています。今後、 <b>令和8年度の施設の本格供用に向けて、施設使用料改定にかかる事業者との協議を進めます。</b> ○集荷・販売力の強化を進め、 <b>取扱高を増加させること等により、市場使用料の増収を見込みます。</b>
企業債	○老朽化する施設の整備・施設改修等については、投資負担の平準化を図るため、市債の活用を原則として、検討を進めます。
繰入金	○施設の長寿命化、施設整備に係る公債費償還額について、総務省の繰入基準内で活用を図ります。
資産の有効活用等による収入増加の取組	○空き小間への早期入居の促進や目的外使用に伴う料金徴収など、適正な資産活用に努めます。
その他の取組	○施設改修等に合わせ、さらなるファシリティマネジメントの推進を検討します。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

委託料	○経常的に発生する業務について効果的に行えるよう、包括的な業務委託を検討します。
管理運営費	○老朽化が進む施設の保全について、予防的保全及び修繕を行います。また、その他の管理運営費用についても、これまで以上にコスト意識を大切にしながら効率的な経営を目指します。
職員給与費	○市場の管理業務を適切に行えるよう、必要最小限の人員数を維持し、効率的な運営に努めます。
その他の取組	○これまでに実施した施設整備に係る起債について、償還計画に基づき確実な返済を進めていきます。

## 5. 公営企業として実施する必要性など

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	横浜市中央卸売市場は市民に対して、安全、安心な生鮮食料品等を供給していく役割を担っています。また、生産者に対してはいつでも出荷できる場として、小売店、飲食店などにはいつでも調達できる場として、場内事業者には公正な取引と適正な価格形成を行う場として、そして災害時には生鮮食料品等の供給拠点としてなど、様々な公共的役割を担っています。こうしたことから、今後も中央卸売市場としての機能を維持していく必要があります。
公営企業として実施する必要性	中央卸売市場は、市場規模も大きく、卸売業者が複数者あり、関係事業者数が多数となるため、事業者間の調整が複雑となっています。また、取引規制も多いことから、開設者には公共的な役割が求められています。また、横浜市が開設者となることで、中小企業振興や商店街活性化の取組とも連携した市場活性化への相乗効果が期待されています。災害時には、生鮮食料品等の供給拠点として、被災者へ供給する役割を求められており、横浜市が開設者となることで、市災害対策本部の一員として迅速な対応が期待できます。こうしたことから、引き続き公営企業の形態で横浜市が開設者として事業を継続しています。

## 6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	○大きな政策変更等の状況の変化が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを実施します。 ○計画の更新(新たな計画の策定)は、現計画の課題・成果の検証結果を踏まえて実施します。
---------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------

## 中央卸売市場費会計 収支計画

(単位：百万円)

年度		令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
区 分															
歳 入 (A)		2,885	2,865	4,245	5,620	3,875	5,555	4,514	3,236	3,004	3,009	3,209	3,222	3,231	3,250
	使用料及び手数料	1,411	1,425	1,422	1,474	1,443	1,454	1,799	1,803	1,806	1,811	1,811	1,811	1,811	1,811
	県 支 出 金	0	13	292	457	79	319	-	-	-	-	-	-	-	-
	財 産 収 入	577	577	577	577	577	577	577	577	577	577	577	577	577	577
	諸 収 入	313	250	378	522	466	545	624	466	466	466	466	476	466	466
	市 債	423	538	1,364	2,433	1,164	2,510	1,364	238	0	0	200	200	200	200
	一 般 会 計 繰 入 金	162	63	212	158	146	150	150	152	155	155	155	157	177	196
歳 出 (B)		2,714	2,848	4,150	5,807	4,125	5,633	4,165	3,140	3,015	3,057	3,295	3,351	3,434	3,465
	運 営 費	2,057	1,965	2,152	2,454	2,303	2,134	2,125	2,157	2,227	2,205	2,204	2,191	2,189	2,190
	施 設 整 備 費	442	565	1,667	2,913	1,280	2,852	600	0	0	0	200	200	200	200
	公 債 費	215	317	331	439	541	645	1,440	981	787	851	890	959	1,044	1,074
	予 備 費	0	0	0	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	前年度からの繰越金 (C)	479	650	668	187	249	78	-	-	12	48	87	129	203	214
	前年度繰上充用金 (D)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
形 式 収 支	(A-B+C-D=E)	650	668	764	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	翌年度へ繰り越すべき財源 (F)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
実 質 収 支	(E-F)	650	668	764	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※「横浜市中期計画 2022～2025」を踏まえ、収支計画には10年間の収支見通しを記載しています。

## 中央と畜場費会計 会計運営計画(素案)

団 体 名	:	横浜市
事 業 名	:	中央と畜場費会計
策 定 日	:	令和 6 年 月
計 画 期 間	:	令和 6 年度 ~ 令和 11 年度

※複数のと畜場を有する事業にあつては、と畜場ごとの状況が分かるよう記載すること。

## 1. 事業概要

## (1) 事業形態

法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適	事 業 開 始 年 月 日	昭和34年11月5日
職 員 数	23 人		
広 域 化 実 施 状 況	なし		
民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託	一部委託している(警備、清掃、機械設備の保守点検等)	
	イ 指定管理者制度	導入していない	
	ウ PPP・PFI	導入していない	

## (2) 料金形態

※獣畜ごとの状況が分かるよう記載すること。なお、近隣と畜場(民設含む)に比較して減免を行っている場合は、その点についても記載すること。

と 畜 場 使 用 料 の 概 要 ・ 考 え 方	<p>横浜市中央と畜場条例施行規則 (使用料) 第3条 条例第5条の規定による使用料の額は、次に規定する額に1.1を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) と室使用料</p> <p>ア 普通と畜</p> <p>(ア) 生後1年以上の牛及び馬 1頭につき 1,500円</p> <p>(イ) 豚(ウ)に掲げる場合以外の場合 1頭につき 348円</p> <p>(ウ) 豚 湯むぎの場合 1頭につき 300円</p> <p>(エ) 生後1年未満の牛及び馬、山羊並びにめん羊 1頭につき 200円</p> <p>イ 特別と畜(病畜、切迫及び時間外と畜)</p> <p>(ア) 生後1年以上の牛及び馬 1頭につき 2,250円</p> <p>(イ) 豚 1頭につき 522円</p> <p>(ウ) 生後1年未満の牛及び馬、山羊並びにめん羊 1頭につき 300円</p> <p>(2) と畜場施設使用料</p> <p>ア けい宿所使用料 1平方メートルにつき 月額 76円</p> <p>イ 業者控室使用料 1平方メートルにつき 月額 121円</p> <p>(平3規則99・平9規則20・平15規則90・平16規則49・平18規則91・平21規則63・平26規則17・令元規則25・一部改正)</p>
------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

と殺解体料の概要・考え方

と畜事業者(株式会社横浜食肉公社)において決定

(1頭あたり税込金額/単位:円)

畜種	区分	金額	
牛	普通	6,050	
	特別	9,428	
	緊急	27,238	
豚	普通	大貴	3,666
		普通	1,100
		小貴	576
	特別	大貴	5,238
		普通	2,095
		小貴	995
	緊急	大貴	15,715
		普通	5,762
		小貴	2,934

(説明)

- ・「特別」とは、午前8時～午後3時30分に病畜棟で処理した場合
- ・「緊急」とは、上記時間外に緊急処理した場合

その他料金の概要・考え方

別表第7(横浜市中心卸売市場条例施行規則第58条)

市場	種別	使用料の額	
食肉市場	市場使用料	卸売業者市場使用料	月額 税抜き卸売金額の1,000分の2
		仲卸業者市場使用料	月額 仲卸業者が条例第60条第2項の規定に基づき買い入れた物品の販売金額の1,000分の2.5
		関連事業者市場使用料	月額 生鮮食品等の販売金額の1,000分の1
	施設使用料	卸売業者売場使用料	1平方メートルにつき 月額 40円
		仲卸業者売場使用料	1平方メートルにつき 月額 1,490円
		関連事業者店舗使用料	1平方メートルにつき 月額 甲 490円 乙 350円 丙 250円 丁 130円
		事務室使用料	1平方メートルにつき 月額 甲 540円 乙 390円 丙 280円 丁 200円
		仲卸棟事務室使用料	1平方メートルにつき 月額 1,590円
		屋上屋外使用料	1平方メートルにつき 月額 50円
		買荷保管所使用料	1平方メートルにつき 月額 1,560円
		仲卸業者買荷保管所使用料	1平方メートルにつき 月額 2,020円
		倉庫使用料	1平方メートルにつき 月額 甲 220円 乙 160円 丙 80円
		冷蔵庫使用料	1平方メートルにつき 月額 SA級 2,800円 C級 1,100円 副生物冷蔵庫 2,670円 小動物冷蔵庫 1,850円
		仲卸業者冷蔵庫使用料	1平方メートルにつき 月額 SA級 4,660円 C級 3,970円
		福利厚生施設使用料	1平方メートルにつき 月額 1,540円
		駐車場使用料	1平方メートルにつき 月額 300円
		通過貨物使用料	大動物 10キログラムにつき 20円 小動物 同 10円

(備考)

- 1 基準額を算出する基礎となる面積が1平方メートル未満のとき、又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その面積又は端数面積を1平方メートルとして計算する。
- 2 基準額を算出する基礎となる期間が1箇月未満のとき、又はその期間に1箇月未満の端数があるときは、その期間又は端数期間に係る使用料の額は、日割をもって算出する。
- 3 通過貨物使用料の基準額を算出する基礎となるキログラム数が10キログラム未満のとき、又はそのキログラム数に10キログラム未満の端数があるときは、そのキログラム数又は端数キログラム数を10キログラムとして計算する。
- 4 「販売金額」は、消費税額及び地方消費税額を含まない。
- 5 基準額の欄中の「特甲」、「特甲A」、「特甲B」、「特甲C」、「甲」、「乙」、「丙」及び「丁」の区分は、施設の建設年度その他の事情を考慮して市長が別に定める。
- 6 基準額の欄中の「SA級」及び「C級」の区分は、冷蔵庫の能力その他の事情を考慮して市長が別に定める。

料金改定年月日  
(消費税のみの改定は含まない)

平成21年6月1日

## (3) 現在の経営状況

(と畜頭数:頭)

	年度	牛	馬	豚	子牛	その他	合計
年間処理実績 (頭) ※過去3年度分を記載	R4	12,812	0	148,624	1	0	161,437
	R3	10,854	0	151,579	4	0	162,437
	R2	8,263	0	151,699	0	0	159,962
経常収支比率 (又は収益的収支比率) ※過去3年度分を記載	R2		90.0%	R3	88.8%	R4	78.2%
経費回収率 ※過去3年度分を記載	R2		9.9%	R3	10.2%	R4	10.6%
他会計補助金比率 ※過去3年度分を記載	R2		76.6%	R3	73.8%	R4	67.2%
有形固定資産減価償却率 ※過去3年度分を記載	R2		55.7%	R3	57.3%	R4	55.4%
企業債残高対料金収入比率 ※過去3年度分を記載	地方債のみ						

【上記の収益、資産等の状況を踏まえた現在の経営状況の分析】

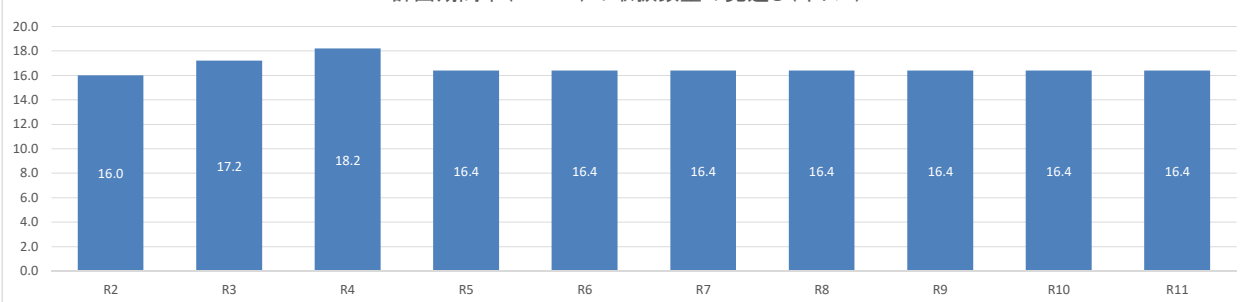
横浜市食肉市場は、卸売市場法をはじめ各種法令等に基づいて、市民に安全で安心な食肉を適正な価格で安定的に供給することを目的に開設されています。約370万人の人口を抱える大消費地である横浜において、約190億円規模の市場を形成し、生産者や仲卸事業者、1万人を超える食肉を扱う市内小売業従事者等多数の事業者の経済インフラの中核的拠点であり、地域経済の発展と市民の食生活の安心・安全を支えています。市場として、食肉を流通させる市場機能のほか、生体をせりにかける枝肉にするための食肉加工プラントとしての「と畜解体業務」は、生産者保護や集荷対策等のために、と畜解体料が低く据え置かれており、全国的に採算の取れない業務となっています。このような状況のもと、繰入金の負担を少しでも抑制するため、市場として歳出の見直しが必要であると考えており、市場インフラにおける改修計画の見直しによって、ライフサイクルコストの平準化による財政状況の安定と老朽化による事業停滞などのリスク軽減や設備の更新によって光熱水費や修繕費等のランニングコストを削減などを実施しました。今後もあらゆる機会をとらえ設備の合理化や運営方法の見直しを実施していきます。

## 2. 将来の事業環境

## (1) 処理頭数の見直し

○食肉市場については、全国的な飼養戸数の減少と生産農家の規模の大型化が進み、出荷市場の選別が進行しています。近年では、国際情勢等の影響もあり、燃油高や飼料高による食肉の生産コストが上昇している一方で、物価高で比較的単価の高い食肉の小売店での消費が低迷するなど、市場を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。また、長期的には、日米貿易協定やTPP等の協定による段階的な食肉の関税引き下げ、為替相場の変動等の影響が懸念されます。こうした情勢の中にあっても、**場内一体となって集荷や取引活性化に取り組む事により、現状水準を維持し続ける事**を目指しており、令和2年度に策定した横浜市中央卸売市場経営展望及び当会計運営計画では、令和11年度(2029年度)の取扱数量16.4千トンを目指しています。

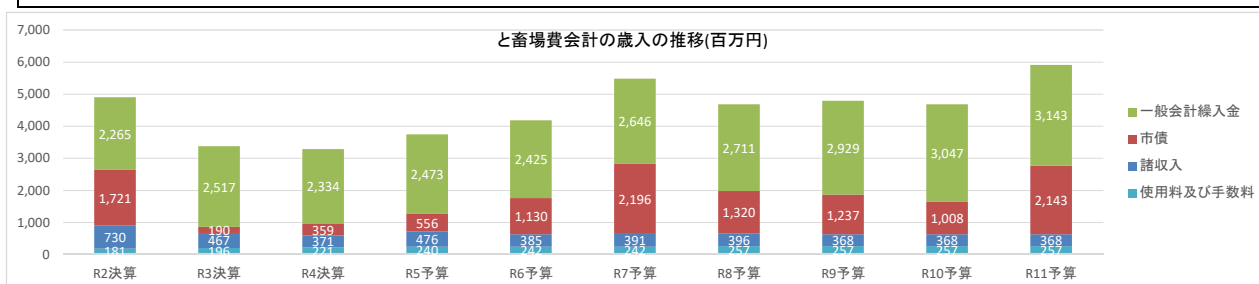
計画期間中(R2-R11)の取扱数量の見直し(千トン)





## (2) 料金収入の見通し

○主要な歳入である事業者からの使用料収入の確保については、市場間競争の激化の中で厳しい状況にあります。一部空床となっている仲卸棟の誘致などにより歳入の確保を進めていきます。

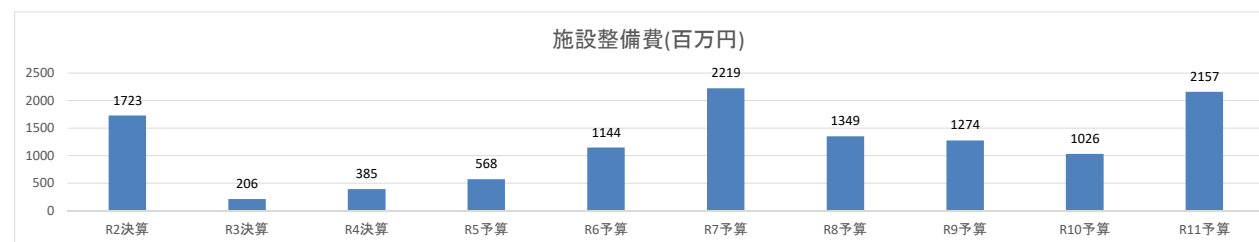


## (3) 施設の見通し

○施設全体的に老朽化が進行していますが、引き続き高品質で安全・安心な食肉を安定的に供給できるよう、**日常的な点検更新を適切に実施するほか、整備計画により更新等への対応を行います。**特に、**小動物(豚)解体ラインについては、令和6年度の更新工事開始に向け進めていきます。**施設稼働率は、適切な稼働率であり今後も同水準が見込まれることから、現在の施設規模で整備を計画していく予定です。

牛、許可頭数105頭に対し、令和4年次では8割の84頭以上のと畜を行った日が5日、7割の74頭以上のと畜を行った日が15日となっており、季節変動がある中でも必要頭数のと畜を行っています。

豚、許可頭数800頭に対し、令和4年次では8割の640頭以上のと畜を行った日が89日あるものの、9割の720頭以上を超える日はなく、比較的安定した頭数でのと畜を行っています。



## (4) 組織の見通し

○現在職員は23名です。うち、施設の修繕・改修を行う職員は9名(うちボイラー担当2名)となっています。**老朽化が進行しており日常的な設備の修繕等や設備の更新の対応が増加していますが、職員数の増加見込みがなく今後の対応について課題**となっています。また、衛生管理責任者は任期付きの職員であり、**安定した衛生管理体制を構築する上では、獣医師資格の配置が必要**となっており、課題に対応するための組織強化に努めていきます。

## 3. 経営の基本方針

○横浜市中央卸売市場経営展望に掲げる「**横浜地域の「食」生活・「食」文化を第一に支える食品流通拠点**」の実現に向けて、卸売市場としての更なる機能強化・役割拡大による地域社会への貢献を図ります。

○横浜市という大消費地において、生産者や卸・仲卸業者、売買参加者など市場関係者の皆様の信頼を得ながら、ハード・ソフト面の課題について、**優先度やコスト等を総合的に踏まえながら、市場の活性化に向けた取り組みを進めていきます。**

○取り組みにあたっては、効率的な市場運営を念頭に、**市場関係者のニーズにきめ細かく対応しながら、新たなサービスの提供や積極的な情報発信を行い、公平・公正な市場運営を目指します。**

○具体的には、

- ①市場関係者と連携した集荷対策や市場施設の新たな活用の検討、
  - ②衛生管理の強化等による高品質で安全・安心な食肉の供給、
  - ③ライフラインや施設の整備・更新による食品流通の基幹的インフラとしての機能強化、
  - ④食肉の消費拡大に向けた積極的なプロモーション、
- などに取り組んでいきます。

#### 4. 投資・財政計画(収支計画)

- (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり  
 (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

##### ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	<p>〇流通構造などの環境が大きく変化する中でも、市民への安全・安心な食肉の流通拠点である食肉市場の活性化を実現していくため、経年劣化により市場機能に支障をきたす恐れのある施設設備について改修・更新を図る等、市場施設の整備を行います。</p>
-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

##### 〇老朽化した小動物(豚)解体室食肉機械の更新を計画的に進めます。

<計画期間内の主な投資>

対象設備：小動物(豚)解体ライン改修  
 時期：令和6年度から令和7年度  
 投資理由：老朽化による設備更新  
 金額：約19億円

・小動物(豚)解体ライン改修工事終了後は、老朽化の進行状況を踏まえつつ投資計画に従い実施していきます。

##### ② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	<p>〇施設整備に当たっては、市債を活用して事業費を確保します。さらに、国の補助金(県支出金)の活用において制度の精査を行い適切に活用します。      〇市場間競争の激化等で厳しい状況下ではありますが、市場施設使用料は、現状の収入額を維持します。</p>
-----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

〇施設整備費は原則市債を活用することで、と畜場費会計の安定化をはかり、事業費を確保しています。しかし、市場内設備の改修・更新については、すでに修繕・保守の徹底による設備の延命措置や更新の先送りなどを行っており、すでに耐用年数を超過している設備が多数存在し、一斉更新による施設改修費の増加が課題となっています。そこで、歳出予算の安定性の視点から、設備等の故障による市場機能停滞などのリスクが発生しない範囲で「機器選定、施工方法等の精査による設備改修費全体の抑制」「当該年度における改修の必要性の見極め」を柱として検討を行い、工事の一括発注などのメリットを検討していきます。

〇一部空床となっている仲卸棟について、利用促進などに取り組み、歳入の確保に努めます。

〇これまでに実施した施設整備に係る起債については、償還計画に基づき確実な返済を進めていきます。

##### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

〇徹底した品質・衛生管理の取組や「市場発横濱牛」等の取扱ブランドなど、食肉市場の魅力を市民の皆様へ広く発信し、市場取引の活性化と認知度の向上を目指します。  
 〇消費活動や食品流通構造の変化、食品衛生法の改正、市場間の競争激化等厳しい状況に加えて、取扱頭数の変動、物価やエネルギー費の高騰により、市場全体の管理運営コストが増加している状況となっていますが、場内関係者との連携を強化し、設備の省エネ化など効率的な市場運営に取り組み、増加する管理コストの圧縮に努めます。

##### (3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

##### ① 今後の投資についての考え方・検討状況

民間活用	<p>〇附属機関である横濱市中央卸売市場開設運営協議会から、「生鮮食品等々の安定供給・価格安定という形で広く横濱市民に貢献しており、市場外流通にはない公共性・公平性を持つ中央卸売市場の公益的使命を果たすため、今後とも横濱市が開設運営者となり、市場の活性化を推進していくことが望ましい」との答申があり、現状維持とします。</p>
投資の平準化	<p>〇すでに法定耐用年数を超過している施設・設備の投資を先送りしており、これ以上の先送りは機能維持の観点からは困難と考えています。</p>
広域化	<p>〇県下において中央卸売市場食肉市場は当市場のみのため未検討</p>
その他の取組	<p>〇施設改修等に合わせさらなるファシリティマネジメントの推進を検討します。</p>

##### ② 今後の財源についての考え方・検討状況

料 金	<p>〇今後、大規模な施設の改修・更新を実施した際に、国の考え方に基づいたうえで、他市場等との競合、市場競争力の確保、産地の動向など出荷者・生産者の影響も考慮し検討していきます。</p>
企 業 債	<p>〇収支計画に計上した数値を、原則上限として事業を実施します。</p>
繰 入 金	<p>〇収支計画に計上した数値を、原則上限として事業を実施します。</p>
資産の有効活用等による収入増加の取組	<p>〇仲卸の空きスペースについて、入居が決定するまでの間は一時貸しなど柔軟に対応することで収入増を検討します。</p>
その他の取組	<p>〇施設改修等に合わせさらなるファシリティマネジメントの推進を検討します。</p>

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

委 託 料	○施設改修などの機会をとらえ効率的な運用が可能か検討します。
管 理 運 営 費	○施設改修などの機会をとらえ効率的な運用が可能か検討します。
職 員 給 与 費	○施設改修などの機会をとらえ効率的な運用が可能か検討します。
そ の 他 の 取 組	○施設改修等に合わせさらなるファシリティマネジメントの推進を検討します。

5. 公営企業として実施する必要性など

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	横浜市食肉市場は、卸売市場法をはじめ各種法令等に基づいて、市民に安全で安心な食肉を適正な価格で安定的に供給することを目的に開設されています。県内に公設市場は本市市場以外になく、本市の食肉流通拠点として重要な役割を果たしているだけでなく、市内事業者の経済インフラの中核的拠点であり、地域経済の発展と地域雇用の創出の場としての役割も果たしています。
公営企業として実施する必要性	当食肉市場は、市民に安全・安心・良質な食肉を適正な価格で安定して供給するという公益的の使命のもと、食肉を流通させる市場機能のほか、生体をせりにかける枝肉にするための食肉加工プラントとして「と畜解体業務」も担っています。この「と畜解体業務」は、生産者保護や集荷対策等のために、と畜解体料が低く据え置かれており、全国的に採算の取れない業務となっています。 こうした状況を踏まえ、平成20年3月に附属機関である横浜市中央卸売市場開設運営協議会から、「生鮮食料品等の安定供給・価格安定という形で広く横浜市民に貢献しており、市場外流通にはない公共性・公平性を持つ中央卸売市場の公益的の使命を果たすため、今後とも横浜市が開設運営者となり、市場の活性化を推進していくことが望ましい」との答申が出されており、公営企業の形態で事業を継続しています。

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	○大きな政策変更等の状況の変化が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを実施します。 ○計画の更新(新たな計画の策定)は、現計画の課題・成果の検証結果を踏まえて実施します。
---------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------

## 中央と畜場費会計 収支計画

(単位：百万円)

年度		令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
区 分	入 (A)	4,897	3,370	3,286	3,746	4,182	5,475	4,685	4,791	4,681	5,911	5,439	4,735	4,718	4,716
歳	入 (A)	4,897	3,370	3,286	3,746	4,182	5,475	4,685	4,791	4,681	5,911	5,439	4,735	4,718	4,716
	使用料及び手数料	181	196	221	240	242	242	257	257	257	257	257	257	257	257
	県支出金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	財産収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	諸収入	730	467	371	476	385	391	396	368	368	368	405	368	368	368
	市債	1,721	190	359	556	1,130	2,196	1,320	1,237	1,008	2,143	1,624	798	658	667
	一般会計繰入金	2,265	2,517	2,334	2,473	2,425	2,646	2,711	2,929	3,047	3,143	3,152	3,311	3,435	3,423
歳	出 (B)	4,773	3,270	3,436	3,746	4,248	5,475	4,685	4,791	4,681	5,911	5,439	4,735	4,718	4,716
	運営費	2,633	2,645	2,562	2,650	2,560	2,685	2,650	2,723	2,731	2,756	2,702	2,735	2,809	2,808
	施設整備費	1,723	206	385	568	1,144	2,219	1,349	1,274	1,026	2,157	1,635	809	670	678
	公債費	417	418	489	527	544	571	684	794	922	997	1,101	1,190	1,238	1,229
	予備費	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	前年度からの繰越金 (C)	16	140	241	-	66	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	前年度繰上充用金 (D)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
形式収支	(A-B+C-D=E)	140	241	91	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	翌年度へ繰り越すべき財源 (F)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
実質収支	(E-F)	140	241	91	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※「横浜市中期計画 2022～2025」を踏まえ、収支計画には10年間の収支見通しを記載しています。

本青専第2号  
令和6年2月29日

横浜市中心卸売市場開設運営協議会  
会長 山下 東子 様

横浜市中心卸売市場  
本場青果部専門部会  
部会長 高力 美由紀

横浜市中心卸売市場本場青果部卸売業者の公募における本審査基準及び横浜市中心卸売市場本場青果部卸売業者の公募における本審査の実施について（報告）

令和5年度第1回横浜市中心卸売市場開設運営協議会において「青果部卸売業者の審査を専門部会で調査審議すべき事項とし、専門部会の決定を開設運営協議会の決定とする」と決議されたこと及び令和5年10月26日の横浜市長からの諮問に基づき、横浜市中心卸売市場青果部専門部会を開催しました。

つきましては、その結果を報告いたします。

### 1 専門部会名

横浜市中心卸売市場本場青果部専門部会

### 2 開催日時及び場所

- (1) 第1回 令和5年11月29日（水）午前9時30分から  
横浜市中心卸売市場本場市場センタービル4階会議室
- (2) 第2回 令和6年2月29日（木）午前10時00分から  
横浜市中心卸売市場本場市場センタービル3階広報コーナー

### 3 報告事項

- (1) 横浜市中心卸売市場本場青果部卸売業者の公募における本審査基準について  
横浜市中心卸売市場本場青果部卸売業者募集要項（以下、募集要項）「12 本審査（2）本審査項目及び配点」に定める本審査項目の詳細（採点基準等）は、別紙の本審査評価書のとおりと決議しました。
- (2) 横浜市中心卸売市場本場青果部卸売業者の公募における本審査の実施について  
本公募における申請者は、セントライ青果株式会社1社でした。募集要項及び前項の本審査評価書に基づいて本審査を行ったところ、セントライ青果株式会社は、募集要項に定める最低基準を満たしていたため、審査合格と決議しました。

横浜市中心卸売市場本場青果部専門部会事務局  
本場経営支援課 深谷、小田部、大庭  
電話 459-3332 F A X 459-3307  
E-mail ke-seikakobo@city.yokohama.jp

令和6年3月5日

横浜市長 山中 竹春 様

横浜市中心卸売市場開設運営協議会  
会長 山下 東子



横浜市中心卸売市場本場青果部卸売業者の公募における本審査基準及び横浜市中心卸売市場本場青果部卸売業者の公募における本審査の実施について（答申）

令和5年10月26日付経運調第1048号で諮問のありました標記について、次のとおり答申します。

- 1 横浜市中心卸売市場本場青果部卸売業者の公募における本審査基準について  
横浜市中心卸売市場本場青果部卸売業者募集要項（以下、募集要項）「12 本審査（2）本審査項目及び配点」に定める本審査項目の詳細（採点基準等）は、別紙の本審査評価書のとおりです。
- 2 横浜市中心卸売市場本場青果部卸売業者の公募における本審査の実施について  
本公募における申請者は、セントライ青果株式会社1社でした。募集要項及び前項の本審査評価書に基づいて本審査を行ったところ、セントライ青果株式会社は、募集要項に定める最低基準を満たしていたため、審査合格とします。

## 本審査評価書

申請法人名

委員名

大項目	中項目	点数記入者	小項目	採点基準	配点	判定	得点	
1 事業計画の 具体性・ 妥当性	①事業計画が具体的かつ妥当性あるものであるか。	【委員】 事業計画書に記載なし 審査会で確認	社会情勢や青果業界の現状の把握、現状に対する分析、経営課題の抽出の程度	優れている やや優れている 普通 やや劣る 劣る	5点 4点 3点 2点 1点			
		【委員】 事業計画書に記載なし 審査会で確認	事業計画の具体性・妥当性	優れている やや優れている 普通 やや劣る 劣る	5点 4点 3点 2点 1点			
		【委員】 事業計画書に記載なし 審査会で確認	成長性・実現可能性	優れている やや優れている 普通 やや劣る 劣る	5点 4点 3点 2点 1点			
	②-1販売先の主体が仲卸業者や売買参加者である事業計画となっているか。	【事務局】 事業計画書の項目7	卸売金額に占める仲卸業者や売買参加者への卸売金額の比率	90%以上である 80%以上90%未満である 60%以上80%未満である 50%以上60%未満である 50%未満である	5点 4点 3点 2点 1点			
		【事務局】 事業計画書の項目9	卸売金額に占める直送（本場を経由しない取引）卸売金額の比率	20%未満である 20%以上30%未満である 30%以上40%未満である 40%以上50%未満である 50%以上である	5点 4点 3点 2点 1点			
	②-2特定の仲卸業者や売買参加者にのみ販売する計画となっていないか。	【事務局】 事務局から事前に質問する	仲卸業者、売買参加者に対して公平・公正に卸売する計画か	特定の仲卸業者、売買参加者等に卸売する計画ではない。	5点			
				特定の仲卸業者・売買参加者等に卸売する数量は、全卸売数量の20%未満である。	4点			
				特定の仲卸業者・売買参加者等に卸売する数量は、全卸売数量の20%以上30%未満である。 特定の仲卸業者・売買参加者等に卸売する数量は、全卸売数量の30%以上40%未満である。 特定の仲卸業者・売買参加者等に卸売する数量は、全卸売数量の40%以上である。	3点 2点 1点			
	2 収支・ 財務状況	①売上見込額や収支計画に十分な根拠があるか。	【委員】 事業計画書に記載なし 審査会で確認	売上見込額の積算根拠の具体性及び実現性	優れている やや優れている 普通 やや劣る 劣る	5点 4点 3点 2点 1点		
			【委員】 事業計画書に記載なし 審査会で確認	費用計画は青果卸売業の現状を踏まえているか	優れている やや優れている 普通 やや劣る 劣る	5点 4点 3点 2点 1点		
【委員】 事業計画書の項目4・5を もとに審査会で確認			収支計画の合理性、妥当性	優れている やや優れている 普通 やや劣る 劣る	5点 4点 3点 2点 1点			

## 本審査評価書

申請法人名

委員名

大項目	中項目	点数記入者	小項目	採点基準	配点	判定	得点
2 収支・財務状況	②健全な財務状況であるか。	【事務局】 決算書等で確認可	自己資本比率	50%以上である。	5点		
				40%以上50%未満である。	4点		
				20%以上40%未満である。	3点		
				10%以上20%未満である。	2点		
				10%未満である。	1点		
		【委員】 事業計画書の項目4・5をもとに審査会で確認	必要資金調達の実現性	優れている	5点		
	やや優れている			4点			
	普通			3点			
	【委員】 事業計画書の項目4・5をもとに審査会で確認	資金調達運用計画の妥当性	やや劣る	2点			
			劣る	1点			
③卸売業務開始後、1期から2期程度赤字が続いても純資産基準額を下回る懸念は無い。か。（設立予定法人の場合）継続して営業するに足る資力があるか。	【事務局】 基本数値は決算書等で確認可	卸売業務開始後、一定期間税引き後当期損益がマイナスであった場合の純資産基準額を下回る懸念	以下よりもさらに純資産額に余裕があると考えられる。	10点			
			3期程度連続して税引き後当期損益が本場での卸売金額比2%程度マイナスとなっても純資産額が純資産基準額を下回る懸念はない。 （設立予定法人の場合は、自己資本を追加調達して3期程度のマイナスでも継続して営業することが可能である。）	8点			
			1～2期程度連続して税引き後当期損益が本場での卸売金額比2%程度マイナスとなっても純資産額が純資産基準額を下回る懸念はない。 （設立予定法人の場合は、自己資本を追加調達して1～2期程度のマイナスでも継続して営業することが可能である。）	6点			
			1期でも税引き後当期損益が本場での卸売金額比2%程度マイナスとなると純資産額が純資産基準額を下回る懸念がある。 （設立予定法人の場合は、自己資本を追加調達することが見込めない。）	4点			
			卸売業務開始後すぐに純資産基準額が満たせなくなる可能性がある。	2点			
3 集荷力・販売力	①青果物の流通に関する業務経験が十分あるか。	【事務局】 事前に調査可能	青果物の卸売業務歴	既存法人：卸売市場での卸売業務歴が20年以上である。 新設法人：10%以上出資の法人のうち1社が、卸売市場での卸売業務歴が20年以上である。	5点		
				既存法人：卸売市場での卸売業務歴は10年以上20年未満である。 新設法人：10%以上出資の法人のうち1社が、卸売市場での卸売業務歴が10年以上20年未満である。	4点		
				既存法人：卸売市場での卸売業務歴は5年以上10年未満であるが、卸売市場以外での卸売業務歴が10年以上である。 新設法人：10%以上出資の法人のうち1社が、卸売市場での卸売業務歴が10年未満であるが、卸売市場以外での卸売業務歴が10年以上である。	3点		
				既存法人：卸売市場での卸売業務歴は5年未満であるが、卸売市場以外での卸売業務歴が10年以上である。 新設法人：10%以上出資の法人のうち1社が、卸売市場での卸売業務歴が5年未満であるが、卸売市場以外での卸売業務歴が10年以上である。	2点		
				いずれにも該当しない。	1点		
	②取引の知識や経験がある従業員を十分確保する計画となっているか。	【事務局】 事業計画書の項目6	集荷・卸売担当従業員の数	卸売金額を2.5億円以上3億円未満の数で除した数の従業員数である。	5点		
				卸売金額を3億円以上3.5億円未満の数で除した数の従業員数である。	4点		
				卸売金額を3.5億円以上4億円未満の数で除した数の従業員数である。	3点		
【事務局】 事務局から事前に質問する	卸売業務経験のある集荷・卸売担当従業員の比率	卸売金額を4億円以上5億円未満の数で除した数の従業員数である。	2点				
		上記いずれにも該当しない。	1点				
		90%以上である。	5点				
		70%以上90%未満である。	4点				
				50%以上70%未満である。	3点		
				30%以上50%未満である。	2点		
				30%未満である。	1点		



## 本審査評価書

申請法人名

委員名

大項目	中項目	点数記入者	小項目	採点基準	配点	判定	得点
3 集荷力・販売力	③出荷者と良好な関係を築き、集荷量・品揃えの面で十分な集荷が可能で、仲卸業者や売買参加者に必要な商品を提供できるか。(特定の産地や品目のみ集荷する計画となっていないか。特定の仲卸業者や売買参加者にのみ商品を提供する計画となっていないか。)	【委員】 事業計画書の項目2をもとに審査会で確認が必要	全国から集荷できるか	優れている やや優れている 普通 やや劣る 劣る	10点 8点 6点 4点 2点		
		【事務局】 事業計画書の項目7	卸売金額全体に対する果実の卸売金額の比率	40%以上である。 30%以上40%未満である。 20%以上30%未満である。 10%以上20%未満である。 10%未満である。	5点 4点 3点 2点 1点		
	④現在、本場青果部が産地からの指定を受けられていないブランド品について、産地からの指定を受けて委託集荷できるものがあるか。	【事務局】 事務局から事前に質問する	「横浜市中央卸売市場本場が委託集荷を期待する青果物の中で特に場内事業者が希望する産地・品目」の委託集荷	果実が1品目以上、かつ果実・野菜合計で5品目以上である。	15点		
				果実が1品目以上、かつ果実・野菜合計で4品目である。	12点		
				果実が1品目以上、かつ果実・野菜合計で3品目である。	9点		
果実が1品目以上、かつ果実・野菜合計で2品目である。 上記いずれにも該当しない。	6点 3点						
4 市場における協調性	①市場内で一体となって取り組んでいる事業(青果部活性化事業、荷受業務等市場内物流の合理化、市場プロモーション事業等)に理解・協力する計画、あるいは提案があるか。	【委員】 事業計画書に記載なし 審査会で確認	青果部活性化事業への協力の意志や具体的な提案	優れている やや優れている 普通 やや劣る 劣る	5点 4点 3点 2点 1点		
		【委員】 事業計画書に記載なし 審査会で確認	荷受業務等市場内物流の合理化への協力の意志や具体的な提案	優れている やや優れている 普通 やや劣る 劣る	5点 4点 3点 2点 1点		
		【委員】 事業計画書に記載なし 審査会で確認	市場プロモーション事業への協力の意志や具体的な提案	優れている やや優れている 普通 やや劣る 劣る	5点 4点 3点 2点 1点		
	②市場内で組織されている各種協議会等に参加し、その組織における規約等も遵守する意向があるか。	【委員】 事業計画書に記載なし 審査会で確認	市場内で組織されている各種協議会等への加入の意志及び規約等の遵守の意向	優れている やや優れている 普通 やや劣る 劣る	5点 4点 3点 2点 1点		
5 商市横浜品場供へ南給の部	①横浜南部市場に拠点を置く仲卸業者・売買参加者が必要とする商品を提供できるか。	【委員】 事業計画書の項目8をもとに審査会で確認	横浜南部市場を事業拠点とする仲卸業者、売買参加者への商品供給に関する意志や具体的な計画	優れている	10点		
				やや優れている	8点		
				普通	6点		
				やや劣る	4点		
				劣る	2点		

※大項目・中項目は募集要項に記載されているもの

## 横浜市中心卸売市場本場 青果部の新しい卸売業者を選定しました

横浜市中心卸売市場本場では、青果部の卸売業者2社のうち1社が、令和4年11月30日をもって卸売業務を終了しました。これに伴い、新しい卸売業者の公募・審査を実施し、予定事業者を選定しました。

### 1 予定事業者

セントライ青果株式会社（名古屋市中央卸売市場の青果部卸売業者）

### 2 申請者数

1社

### 3 募集経過

令和5年7月28日	募集要項公開
令和5年8月24日、9月15日	現地説明会実施
令和5年10月2日～12月15日	選定申請書受付
令和6年2月29日	審査実施

### 4 審査機関

附属機関である横浜市中心卸売市場開設運営協議会の青果部専門部会

### 5 今後のスケジュール（予定）

令和6年4月	セントライ青果株式会社より選定受諾書の提出
令和8年4月まで	卸売業務開始（具体的な時期は今後調整）

※公募に関する詳細は横浜市中心卸売市場本場ホームページをご参照ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/chuoshijo/keieishien/seikabukobo.html>



### お問合せ先

経済局 中央卸売市場本場 経営支援課長 山田 卓 Tel 045-459-3331

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER  
YOKOHAMA令和6年2月1日  
資源循環局事業系廃棄物対策課

# 令和5年度「横浜市食の3R きら星活動賞」 受賞者を決定しました

横浜市では、食品廃棄物の発生抑制、再生利用、啓発等で、他の模範となる取組を行い、顕著な功績を挙げている事業者等を表彰し、その取組を広く紹介することにより、食品廃棄物のより一層の削減を図ることを目的に「横浜市食の3Rきら星活動賞」を実施しています。令和5年度は、次の4事業者を受賞者として決定しました。

## 干し野菜研究家 さわい かよ 澤井 香予



○「未利用野菜」を使って農福連携でつくる干し野菜製品

## 横浜丸魚株式会社 よこはままるうお



○「未利用魚」を活用した商品の開発・販売  
○学校給食への「未利用魚」活用実現

## 株式会社 Beer the First ビアザファースト



○売れ残りのパンや消費期限間近の災害備蓄品等をクラフトビールの原料としてアップサイクルした商品を開発・販売

## 横浜市立大学 国際商学部 しばたのりこ 柴田典子ゼミナール



○横浜中華街ならではの食べ残し持ち帰り策「打包(ダアパオ)」文化の広報・普及  
○横浜食品サービスの商品開発に参画、製造工程で廃棄されていたマグロやサーモンの端材、おからを用いた商品の企画・広報

※ 取組内容の詳細は別紙をご覧ください。

### ●取材について

受賞者に対して個別に表彰を行いました。表彰時の写真は提供可能です。また、受賞者への取材希望の方は、お問合せ先までご連絡ください。

お問合せ先

資源循環局事業系廃棄物対策課担当課長 大島 貴至 Tel 045-671-2558

# 1 干し野菜研究家 澤井 香予

## つくるひと・たべるひと・地球 ～みんなを「干し野菜」で幸せに～

澤井氏は、「干し野菜研究家」として商品やレシピの開発・干し野菜を広める活動を行っています。中でも「未利用野菜」を使って農福連携でつくる干し野菜製品は、簡単な調理で美味しく栄養ある野菜が摂れる商品として、注目を集めています。



### 〈干すと地球にやさしくなれる〉

生では長くても数週間しか日持ちのしない野菜も、干すことで消費期限の長い「ロングライフ」な食品に生まれ変わり、食べられる期間が長くなることで食品ロスの削減につながります。

形や大きさが不揃いなどの理由で捨てられてしまっていた「未利用野菜」も、干し野菜に加工すれば活用できます。

### 〈簡単なのに絶品！農福連携でうまれた「未利用野菜」のミールキット〉

市内の農家や卸売業者で廃棄されていた「未利用野菜」を利用して澤井氏が開発したミールキットは、カットした干し野菜とパスタなどがセットになっており、調味料を加えて鍋にかけるだけの簡単調理でいただくことができます。野菜のカットや袋詰めなどの製造作業を担うのは福祉作業所の利用者さんで、やりがいを持って取り組んでいただいています。

簡単なのに絶品なミールキットは、福祉作業所つぼみの家・るあな、JA 横浜直売所、市内商業施設、各種イベント会場などで販売しています。



形・大きさが不揃いな未利用トマト



福祉作業所つぼみの家での野菜加工作業



パッケージもおしゃれなミールキット

### 〈誰でも「干して食べきる」を生活に〉

澤井氏は、テレビやラジオ、イベント講師や自身のブログなど幅広いチャンネルで干し野菜の魅力を発信し続けています。「使い切れない野菜は干して食べ切る」ことが当たり前になれば、家庭からの食品ロスも減らせます。

#### ●表彰時の写真



(中) 澤井 香予 様

(左)(右)

製造作業に携わる福祉作業所るあなの利用者のお二人

## 2 横浜丸魚株式会社

### 「未利用魚」から「利用魚」へ ～サステナブルな取組～



横浜丸魚株式会社は、横浜市中心卸売市場の卸売業者です。日本の漁獲量が昭和 59 年をピークに減少している中、これまで市場に出回らずに廃棄されていた「未利用魚※」の活用に着目し、オリジナル商品の開発・販売を行いました。さらに、横浜市中心卸売市場魚食普及推進協議会では、中心となって、学校給食への未利用魚の活用に尽力しています。

←魚体のサイズが小さい未利用魚のサバ

#### ※「未利用魚」とは？

魚体のサイズが不揃いであったり、漁獲量が少なくロットがまとまらないなどの理由から、味や鮮度は変わらないにも関わらず、買い手が付きにくく、低い価格でしか評価されない可能性が高いため、市場などに出荷されず廃棄されている魚のことです。

#### 〈オリジナル商品「特製サバまん」〉

未利用魚のサバを使ったオリジナル商品「特製サバまん」を開発しました。特製サバまんは、横浜のご当地グルメでもある中華まんじゅうで、地元の老舗食品メーカーと連携して製造しています。市場関連のイベントや自社オンラインショップ等で販売しています。



特製サバまん



給食(真中の皿 さばの甘酢あんかけ)

#### 〈学校給食への未利用魚の活用〉

横浜市内の小学校で魚食普及のための出前授業を行い、その講義の中で未利用魚の存在を伝えてきた結果、平成 30 年度から小学校 12 校による個別の取組として、学校給食への未利用魚の活用が開始されました。その後、横浜市教育委員会等と連携し、令和 4 年度には全横浜市立小学校で実現することができました。

#### ●表彰時の写真



(左) 代表取締役社長 小島 雅裕 様 (右) 常務取締役 源波 秀樹 様



未利用魚活用に携わった皆様

### 3 株式会社 Beer the First

## クラフトビールで食品ロス削減にアプローチ

株式会社 Beer the Firstは、代表者がクラフトビールで社会問題に貢献したいという思いから会社を立ち上げ、食品ロス削減につながるクラフトビールを企業や自治体と連携して企画・開発しています。

可食部分の食品ロス量のうち、大きなウェイトを占める炭水化物に着目し、ビールの原料として、売れ残りのパンや製麺工場から出る麺の端材、災害備蓄品の乾パンやアルファ米などを活用しています。廃棄間近の食品を、風味豊かな独自性の高いクラフトビールとしてアップサイクル※しています。

※「アップサイクル」とは、本来は捨てられるはずの製品に新たな価値を与えて再生すること



「RE:BREAD」

### 〈売れ残りのパンを原料にしたクラフトビール〉

「RE:BREAD」(2021年に本数限定で販売。現在は完売。)

横浜高島屋・地下食料品フロアにある「ベーカリースクエア」の売れ残りのパンを原料とし、白ビールの一種であるホワイトエールのビアスタイルで製造。本来使用される「麦」の23%をパンで代用しています。

「神大寺なビール」(2022年に本数限定で販売。現在は完売。)

神奈川区神大寺にあるパン屋「Le mitron」の売れ残りのパンを原料にして製造。本来使用される「麦」の20%をパンで代用しています。



醸造所でパンを投入する工程

### 〈消費期限間近の災害備蓄品を原料にしたクラフトビール〉

アルファ米が原料の「White Thumb Rice」

乾パンが原料の「Brown Thumb kanpan」

企業や自治体が「災害備蓄品」をストックしている一方で、消費期限により更新が必要となります。消費期限がくる前にスタッフに配布するなど、食べきる事を前提としても余ってしまうのが現状です。その課題解決のひとつとして、災害備蓄品を使用してクラフトビールへアップサイクルし、生まれ変わりました。



「White Thumb Rice」



「Brown Thumb kanpan」

### ●表彰時の写真



(右) 代表取締役社長 坂本 錦一 様

(左) 山川 大介 様

## 4 横浜市立大学 国際商学部 柴田典子ゼミナール

### 産学連携で食品ロス削減の広報・普及活動から商品開発まで

横浜市立大学柴田ゼミでは、企業や商店街と連携し、多様な食品ロス削減の取組を行っています。



#### 〈柴田ゼミについて〉

柴田ゼミでは、学生が柴田典子准教授の下で、マーケティングに関わる理論、分析手法等を学び、マーケティング事象に関する分析・研究を行っています。

ゼミ発足以来、企業と連携し、企業の経営課題に対して、マーケティング論を用いたアプローチを行ってきましたが、近年は特に食品ロスに着目し、学生目線のアイデアを生かすことにより、食品ロス削減の取組に貢献しています。

#### 〈食品ロス削減の広報・普及活動〉

横浜中華街発展会協同組合とは、横浜中華街ならではの食べ残しを持ち帰る文化「打包(ダアパオ)」に着目しました。中国の「たくさんの食事を出すのがおもてなしで食べきれないのが食事のマナー」と日本の「もったいない」精神の文化が合わさり、横浜中華街で広がったのが「打包」です。柴田ゼミは、SNSでの情報発信、周知チラシや店内ポップの制作、普及のための実証実験をするなど、「打包」文化の普及に大きく貢献しました。



ゼミ生が制作した「打包」店内ポップ



まぐろやサーモンの端材を活用したおさかな弁当

#### 〈廃棄予定品を活用した商品開発〉

株式会社横浜食品サービスとは、製造工程で廃棄されていたまぐろやサーモンの端材、おからを活用した商品の開発を行いました。端材を使ったハンバーグは横浜市立大学の生協食堂や横浜食品サービスのお弁当として販売され、その味も美味しいと好評でした。商品によっては、レシピからゼミ生で考案・試作し、広報も行っています。

#### ●表彰時の写真



(左) 准教授 柴田 典子 様 (中・右) ゼミの学生



柴田准教授、ゼミの学生と横浜食品サービス、大学の生協食堂の担当者様